

「木造住宅の耐震化」「塀の安全対策」支援制度のご案内

～皆さまの生活の安全・安心を確保するため、建築物等の耐震化を進めましょう～

木造住宅の耐震化

対象となる木造住宅の条件

- ・昭和56年5月以前に建てられたもの
- ・木造2階建て以下一戸建て住宅（空き家を除く）

- **耐震診断士派遣** : 令和5年4月から「**無料**」になりました
お住まいの住宅の耐震性の有無を無償で診断します。
診断後に①から④の補助の利用を検討している方が対象です。

耐震診断の結果、**耐震性が不足する場合**、①から④の補助を選択できます。

- ① **全体改修補助** : 上限 **100万円**（補助率4/5）
住宅全体の評点（地震に対する強さを示すもの）を1.0以上とする改修
- ② **部分改修補助** : 上限 **50万円**（補助率4/5）
ア）住宅全体の評点を0.7以上1.0未満まで向上する改修
イ）2階建て住宅の1階部分の評点を1.0以上とする改修
- ③ **耐震シェルター補助** : 上限 **25万円**（補助率4/5）
1階の居室の内部に頑丈な箱（耐震シェルターや防災ベッド）を設置し、安全な空間を確保する工事
- ④ **建替え補助** : 上限 **100万円**（補助率4/5）
住宅を除却して、同一敷地内に住宅を建て替える工事

塀の安全対策

対象となる塀の条件

- ・コンクリート製の塀、ブロック塀、石積塀、大谷石塀、万年塀などの塀（軽量なものは除く）
- ・一般通行のある道路に面しているもの
- ・道路面からの高さが80cmを超えているもの

- ① **撤去補助** : 上限 スカールゾーン内 **15万円**（補助率3/4）
上記以外 **10万円**（補助率1/2）

ブロック塀等及び基礎を取り除く工事が対象
大谷石塀等の場合、道路面からの高さを80cm以下に減じる工事も対象

- ② **撤去後の再築補助** : 上限 **6万6千円**（補助率1/3）
補助制度を利用してブロック塀等を撤去し、同一の工事として、
生垣、フェンス、板塀等の軽量な塀を再築する工事に限る。

各種補助制度の注意点

- ☆ 他にも補助対象となる条件がありますので、**まずは、建築指導課へお問い合わせください。**
- ☆ **補助申請の前に工事契約・工事着手・工事費の支払いがあると、補助の対象外となります。**
- ☆ 補助制度の受付は先着順で、予算の範囲内での実施となります。